

# 令和5年度羽曳野市庁舎等節電実行方針(冬版)

## 1. 基本方針

本市では平成23年の夏以降の電力供給不足に対する対応として、庁舎等節電実行方針の策定やエコオフィス運動など、節電等への取り組みを実施しております。令和5年3月には羽曳野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）が策定され、全庁的に取り組むこととしています。

今冬における関西電力管内での電力需給については、厳寒となるリスクや直近の経済成長の伸び、これまでに家庭及び事業者において取り組まれた節電が定着したことによる需給を見越したうえで、電力の安定供給に最低限必要とされる予備率（3%以上）を確保出来るとの見通しがなされております。

そのため、電力需給のひっ迫回避のための特別な取り組みの必要性はないと見込まれますが、冬季は電力などのエネルギー消費が増加する時期であり、地球温暖化対策の観点からも、国や自治体が一体となって省エネルギー活動に引き続き取り組んでいく必要があります。また、関西広域連合においても、同様の取り組みの方向性が示されております。

本市ではこれらの状況を鑑みて、市民サービス及び公務能率の著しい低下を招かない範囲で、「節電」に努めることとします。

## 2. 実施期間

令和5年12月1日（金）から令和6年3月31日（日）までとします。  
ただし、持続可能な取り組みは、期間後も引き続き実施します。

## 3. 実施範囲

市役所庁舎を主対象とした取り組み内容となっておりますが、他の公共施設もこの方針に準じて実施するものとします。

## 4. 節電の目標

市役所庁舎の今冬の節電目標として、昨年度と同等の9%以上の削減（平成22年度冬比）をめざします。

## 5. 実施内容

従来から取り組んでいる、暖房の適温設定や昼休み時間の消灯、時間外勤務の縮減等について徹底するものとし、また、節電実行方針による取り組み

を職員全員が一丸となって努力するものとします。

ただし、施設の特性を勘案し、業務遂行に配慮したうえで、各施設長又は各所属長の判断により取り組むこととします。

なお、取り組みの実施状況については、各所属長が適宜チェックし積極的な節電を実行することとします。

## (1) 具体的な取り組み

### ① 空調

- ・適温設定の徹底。(暖房設定20℃)
- ・使用していないエリア(会議室の個別空調機等)のスイッチオフの徹底
- ・吹き出し口周辺に物を置かないなど空調機器の効率を妨げるような運用をしないように努める。

### ② 照明

- ・始業前、終業後の不要箇所の消灯を徹底する。
- ・昼休み時間の消灯を徹底する。
- ・事務室は必要な照度が確保されることを条件に、可能な部分について間引き消灯を行う。
- ・支障がない範囲で、廊下等の間引き消灯する。
- ・会議室や書庫等は使用時以外の消灯を徹底する。

### ③ パソコン等

- ・会議や外室などでの長時間の離席時は、必ず電源を切る。
- ・執務中であってもノート型パソコンを使用しないときは、ディスプレイを閉じる。デスクトップ型パソコンについては、ディスプレイの電源を切る。
- ・ディスプレイの明るさを、出来るだけ低減する。
- ・退庁時には必ず電源を切る。また、出来る限りコンセントを抜く等待機電力の抑制に努める。

### ④ エレベーター

- ・荷物等の搬出入時及び傷病時以外は、職員の使用は控える。
- ・別館の中央エレベーターについて、平日の8時以前、19時以降及び閉庁日は運転を停止する。

### ⑤ 施設及び執務室の電気製品

- ・ガス給湯器を積極的に利用する。
- ・冷蔵庫の設置については、各部や複数の所属にて共有するなど、使用の抑制に努め、使用においても設定温度等の適正管理に努める。
- ・電気ポットや電子レンジ、コーヒーメーカー等の電化製品の使用を控え

る。

- ・空調機運転時間中における、電力を消費する暖房器具の使用禁止を徹底する。

#### ⑥自動販売機

- ・支障のない範囲で、設置業者に節電の要請を行う。

### (2) その他の取り組み

#### ①ウォームビズ

- ・暖房器具に頼らずに、各自が服装等により寒さ対策を行う。

#### ②自転車の利用

- ・公用車の使用は出来る限り控え、自転車の積極的な利用を図る。

#### ③来庁者等への周知について

- ・市民に対して、市ホームページにて周知し、理解と協力を求める。
- ・関係団体等に対しても、取り組みについて理解と協力を求める。

#### ④職員の家庭での取り組み

- ・職場のみならず、各家庭においても節電に努める。

## 6. その他

### (1) 効果の検証

羽曳野市庁舎等節電実行方針（冬版）に基づく取り組み結果は、大口需要施設である、市役所庁舎・L I Cはびきの・はびきのコロセアムの3施設において検証を行います。

### (2) 取り組み内容の変更等

気象状況や産業構造の急変等により、電力需要に大幅な変化が生じるなど、予断を許さない状況があるため、必要に応じた変更を実施し、社会状況に合わせた柔軟な取り組みを進めることとします。

また、電力の供給状況に大きな変更があれば総合的に勘案したうえで、実施内容について検討を行うこととします。